

平成31年度

【第2次】

神戸大学大学院法学研究科

(博士課程後期課程)

学 生 募 集 要 項

高度専門法曹養成プログラム

(トップローヤーズ・プログラム)

神戸大学大学院法学研究科

＜神戸大学大学院法学研究科入学者受入方針＞

○高度専門法曹養成プログラム（トップローヤーズ・プログラム）の教育目的

弁護士等を対象とし、実務家教員及び研究者教員による授業と論文指導を通じ、高度の実務的専門性を体系的に身に付け国際的競争力のある法律家を養成することを教育目的としています。

○本研究科が求める高度専門法曹養成プログラムの学生像

高度の実務的専門性を備え国際的競争力のある法律家になる素地として一定程度以上の法律実務経験，能力と意欲を有する学生を求めます。

目 次

1	募集人員	1
2	出願資格	1
3	入学者選考方法	2
4	事前メール相談	2
5	出願期間	2
6	出願書類	3
7	特別な措置を必要とする者の出願	4
8	試験日時及び場所	4
9	合格者発表	4
10	注意事項	4
11	入学料，授業料	5
12	入試結果の開示	5
13	その他	5

1 募集人員

専攻	プログラム	志望する専攻分野	募集人員
法学政治学専攻	高度専門法曹養成プログラム	競争法・知的財産法・国際商事仲裁・新興国法務	平成30年9月実施の募集と合わせて10名程度

2 出願資格

(1) 法曹資格を有する者には、本プログラムの出願資格が認められます。

- ・「法曹資格を有する者」とは、日本の弁護士となる資格を有する者（弁護士法第4条から第6条を参照）をいいます。
- ・「法曹資格を有する者」は、修士の学位又は専門職学位を有しない場合であっても、本研究科において、それらの学位を有する者と同等以上の学力があると認め、本プログラムの出願資格を認めます。ただし、平成31年3月31日までに24歳に達している必要があります。

(2) 法曹資格を有しない者は、次のア及びイのいずれも満たす場合に、本プログラムの出願資格が認められます。

ア 次の①から④のいずれかに該当すること

- ①日本の司法試験に合格している者（司法修習を終了していない場合）
- ②外国の法曹資格を有する者
- ③弁理士となる資格を有する者で、特定侵害訴訟代理業務試験に合格しているもの
- ④官公庁、企業等の法務、知的財産、税務、財務、営業等の部門においておおむね10年以上の専門的な法律実務経験を有する者であって、本研究科における個別の出願資格審査を経たもの（当該部門の統括的地位又は当該部門内の管理的地位にあること、又はあったことが望ましい）

イ 次のA又はBのいずれかに該当すること

A 修士の学位若しくは専門職学位又はそれらに相当する学位を有する者であること

「修士の学位若しくは専門職学位又はそれらに相当する学位を有する者」とは、次に掲げる者をいいます。

- (i) 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。）を有する者及び平成31年3月までに学位を取得する見込みの者
- (ii) 外国の大学において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成31年3月までに授与される見込みの者
- (iii) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成31年3月までに授与される見込みの者
- (iv) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成31年3月までに授与される見込みの者
- (v) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施にともなう特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び平成31年3月までに授与される見込みの者
- (vi) 外国の学校、(iv)の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者及び平成31年3月までに認められる見込みの者

B 本研究科において、個別の出願資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認める者で、平成31年3月31日までに24歳に達したもの

- ・「修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力がある」と認めるかどうかは、資格等、職務期間、職務内容等に基づいて判断します。書籍雑誌等の執筆がある場合や大学等での研究歴がある場合には、それも考慮します。
- ・例えば、(2) のアに掲げた①～③の資格等を有し、一定の法律実務経験を有している場合や、(2) のアに掲げた④のおおむね10年以上の専門的な法律実務経験を有し、企業等における部門の統括的地位又は部門内の管理的地位にある又はあった場合に認められるほか、職務の重要性や専門性、書籍雑誌等の執筆などを考慮して判断します。

* 法曹資格を有しない者が、(2) のアについて④の資格で出願する場合、及び(2) のイについてBの資格で出願する場合には、出願の前に出願資格の審査を行うので、平成30年12月3日(月)までに必着するように、次のアからエの書類を本研究科大学院教務係に送付してください。

(やむをえない事情によりイ及びウの証明書を期限までに送付することができない場合には、教務係にご連絡ください。)

出願資格審査の結果は、平成30年12月24日(月)までに通知します。

ア 出願資格審査願・出願資格審査を申請する根拠(本研究科所定用紙)

- ・「出願資格審査を申請する根拠」には、資格等、専門的な職務期間と職務内容等を記載し、書籍雑誌等の執筆がある場合にはその文献情報と執筆内容、研究歴がある場合には研究内容についても記載してください。
- ・本研究科所定用紙は本研究科ウェブサイトからダウンロードできます。

(ウェブサイトアドレス：<http://www.law.kobe-u.ac.jp/TLP/admissions.html>)

イ 最終出身学校の卒業(修了)証明書(在学証明書)

ウ 資格等がある場合は、その資格等を証明する書類の写し

エ 返信用封筒(長形3号(12×23.5cm)の封筒に送付先を明記し、362円切手を貼ってください。)

[日本国外居住者については、EMS(国際スピード郵便)による返信となりますので、法学研究科大学院教務係までお問い合わせください。]

3 入学者選考方法

出願書類と面接試験の結果を総合的に考慮して行います。

4 事前メール相談

出願の前に、本プログラムを担当する本学教員にメールで相談することができます。志望する専攻分野を明らかにしたうえで、下記アドレスにお送りください。

law-tlp(at)edu.kobe-u.ac.jp *発信の際には、(at)を@に置き換えてください。

5 出願期間

平成30年12月25日(火)から平成31年1月8日(火)まで(消印有効)

出願書類の受付は郵送(書留速達郵便)のみとします。

郵送先：〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1

神戸大学大学院法学研究科 学部・大学院教務係

6 出願書類

下記の書類を本研究科大学院教務係あて「書留速達郵便」で郵送してください。

なお、封筒に「法学研究科高度専門法曹養成プログラム入学願書在中」と朱書きしてください。

(1)	入学願書・履歴書	本研究科所定用紙に記載してください。
(2)	出願資格を証明する書類	出願資格審査において提出した者を除き、法曹資格を有することを証明する書類や大学院の修了証明書など出願資格を証明する書類を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・法曹資格を有することを正式に証明する書類例 「司法修習終了証明書」(最高裁判所発行) 「弁護士登録・勤務証明書」(弁護士会・所属事務所発行) ・司法試験合格を正式に証明する書類例 「司法試験合格証明書」(法務省発行) <p>※原則として証明書をご提出ください。合格証書や弁護士証、学位記の「写し」の場合は「原本」の確認が必要となります。</p> <p>※中国の大学・大学院に関する証明書の場合は4頁参照</p>
(3)	成績証明書	学部を卒業した全ての者 <ul style="list-style-type: none"> ・全ての出身学部の成績証明書 大学院を修了した者のみ <ul style="list-style-type: none"> ・全ての出身大学院の成績証明書
(4)	リサーチレポート (3,500字以上) 4部	自分の法律的能力や経験を示すものとして、任意の法律問題の分析をした結果(自分が取り扱った事案に関するものであるかどうか、自分が専攻しようとする科目に関わるかどうかを問わない)をまとめてください。既発表の論稿でも、新規執筆でも構いません。抽象的なテーマ(例えば、「契約の解除事由」といったもの)でも、具体的事案に関するものでもよく、判例解説でも差し支えありません。 (既発表の論稿を提出する場合を除き、A4判用紙にワープロ書き)
(5)	リサーチプラン (1,000字以上) 4部	志望する専攻分野において入学後にどのような問題をどのような観点から分析したいかをまとめてください。 (A4判用紙にワープロ書き)
(6)	受験票及び写真票	本研究科所定用紙
(7)	写真	出願前3か月以内に撮影したものを入学願書、受験票及び写真票の所定の欄に貼ってください。(上半身、脱帽、正面、縦4cm・横3cm)
(8)	受験票返送用封筒	本研究科所定の封筒に住所、氏名、郵便番号を明記し、362円切手を貼ってください。
(9)	あて名ラベル	本研究科所定の用紙に住所、氏名、郵便番号を明記したもの
(10)	検定料	30,000円。 別紙「検定料の納付について」をよく読み、最寄りの郵便局で、本研究科所定の郵便局・ゆうちょ銀行専用払込用紙により検定料30,000円を納付し(手数料130円は別途負担)、振替払込受付証明書を入学願書の所定の欄に貼ってください。 ※既納の検定料はいかなる理由があっても返還しません。

*各種証明書が英語以外の外国語で作成されている場合は、日本語訳を添付してください。

中国の大学・大学院修了者及び修了見込者

出願書類(2)については、以下のとおり提出すること。

[修了者]

- ・中国教育部学位与研究生教育发展中心(CDGDC)認証の修士学位証明書及び別紙様式1

[修了見込者]

・卒業及び学士学位取得後、すみやかにCDGDC認証の修士学位証明書及び別紙様式1を提出してください。入学時までに認証書が届かなければ、合格を取り消す場合があります。

<CDGDC認証の証明書についての注意>

中国政府機関直轄の財団である「中国教育部学位与研究生教育发展中心(CDGDC)」へ、上記証明書が発行されるよう手続きをしてください。証明書が発行されたら、以下の情報を募集要項添付の別紙様式1に記載し、証明書と併せて提出してください。

- ・申請単编号
- ・報告编号/验证编码

出願期間内に提出できるよう余裕をもって手続きを行ってください。手続きの詳細については、CDGDCのホームページ(<http://www.cdgc.edu.cn>)で確認してください。

7 特別な措置を必要とする者の出願

身体障害等を有する入学志願者で、受験上及び修学上特別な配慮を必要とする者は、原則として平成30年12月3日(月)までに本研究科大学院教務係に申し出てください。

8 面接試験

出願時に、①又は②の日程を選ぶことができます。

- ① 平成31年2月9日(土)(10:00から19:00の間に行う予定です。)

(会場) 神戸大学東京オフィス

東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館ビル9階901号室

(JR・地下鉄有楽町線 有楽町駅)

- ② 平成31年2月16日(土)(9:30から19:00の間に行う予定です。)

(会場) 神戸大学六甲台キャンパス(会場の詳細は、受験票送付時に案内します)

神戸市灘区六甲台町2-1 神戸大学六甲台キャンパス

(阪神御影駅、JR六甲道駅又は阪急六甲駅下車後、神戸市バス36系統「鶴甲団地」行き乗車、神大正門前下車。)

9 合格者発表

平成31年3月7日(木)14:00 法学部掲示板(神戸大学正門脇)に発表します。合格者に対しては郵便で通知します。また、合格者発表後、本研究科のウェブサイト(<http://www.law.kobe-u.ac.jp/graduate/>)にも、合格者の受験番号を掲載します。

(ウェブサイトでの掲載はあくまでも補助的なものですので、必ず、正式な発表である郵便による通知で確認してください。)

なお、電話による照会には応じられません。

10 注意事項

- (1) 不備のある出願書類は受理できません。
- (2) 一度受理した出願書類の記載事項の変更は認めません。
- (3) 一度受理した出願書類(証明書を含む)は、いかなる理由があっても返却しません。
- (4) 出願書類等に事実と異なる記載をした者は、入学手続完了後であっても入学の許可を取り消すことがあります。

1.1 入学料, 授業料

- (1) 入学料 282,000円 [平成30年度実績]
- (2) 授業料 前期分 267,900円 (年額535,800円) [平成30年度実績]
(在学中に授業料改定が行われた場合には, 改定時から新授業料が適用されます。)

1.2 入試結果の開示

書類審査及び面接試験の結果の総合評価を開示します。ただし, 請求できるのは不合格者のみとし, 2019年5月1日から2019年5月31日(消印有効)までに受験票(写)及び512円切手を貼った返信用(定形)封筒を同封のうえ本研究科教務係宛請求してください。

* 今後変更があった場合は, 本研究科ウェブサイトにてお知らせします。(http://www.law.kobe-u.ac.jp/graduate/index.html)

1.3 その他

過去3年間の志願者数, 合格者数等は次のとおりです。

年度 コース・プログラム	平成28年度							平成29年度							平成30年度						
	研究者 コース (一般)	研究者 コース (特別)	高度専 門職業 人コース (一般)	高度専 門職業 人コース (特別)	高度専 門法曹 コース (TLP) (特別)	進学	外国人 特別	研究者 コース (一般)	研究者 コース (特別)	高度専 門職業 人コース (一般)	高度専 門職業 人コース (特別)	高度専 門法曹 コース (TLP) (特別)	進学	外国人 特別	養成ブ ログラム (一般)	研究者 養成ブ ログラム (特別)	高度社 会人養 成ブ ログラム (一般)	高度社 会人養 成ブ ログラム (特別)	高度専 門法曹 養成ブ ログラム (TLP) (特別)	進学	外国人 特別
志願者数	1	0	0	5	13	8	6	2	0	1	6	15	13	3	2	2	0	3	13	10	1
受験者数	1	0	0	5	13	8	4	1	0	1	6	15	13	3	2	1	0	2	13	10	1
合格者数	1	0	0	2	13	7	2	0	0	0	3	13	12	1	0	0	0	0	10	9	1
入学者数	1	0	0	2	12	7	2	0	0	0	2	13	12	1	0	0	0	0	10	9	1

※ (特別) は, 社会人特別入試及び法科大学院修了者特別入試を指します。

出願時に取得した個人情報の取り扱いについて

- (1) 本学が保有する個人情報は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の法令を順守するとともに、「神戸大学の保有する個人情報の管理に関する指針」等に基づき厳密に取扱います。
- (2) 入学者選抜に用いた試験成績等の個人情報は、入学者の選抜（出願処理、選抜実施）、合格発表、入学手続業務及び今後の入学者選抜方法の検討資料の作成のために利用します。
- (3) 出願にあたってお知らせいただいた個人情報は、入学者についてのみ入学後の学生支援関係（健康管理、授業料免除及び奨学金申請等）、修学指導等の教育目的及び授業料等に関する業務並びにこれらに付随する業務を行うために利用します。
- (4) 一部の業務を本学より委託を受けた業者（以下、「受託業者」という。）において行うことがあります。業務委託にあたっては、受託業者に対して、委託した業務を遂行するために必要となる限度で、お知らせいただいた個人情報の全部又は一部を守秘義務を課したうえで提供します。

《 麻しん（はしか）、風しんの感染予防措置 》

麻しん、風しんのワクチン接種（予防接種）・抗体検査に関する書類の提出について

神戸大学では「麻しん風しん登録制度」を定め、入学後のキャンパス内での麻しん、風しんの流行を防止するため、全ての新生に次の①、②、③のいずれかを提出していただいています。

- ① 麻しんと風しんのワクチン接種を、満1歳以降にそれぞれについて2回ずつ受けたことを証明する書類
- ② 過去5年以内（平成26年4月以降）に麻しんと風しんのワクチン接種を、それぞれについて1回ずつ受けたことを証明する書類
- ③ 過去5年以内（平成26年4月以降）に受けた麻しんと風しんの抗体検査の結果が、「麻しんと風しんの発症を防ぐのに十分な血中抗体価（次頁の表を参照）を有していること」を証明する書類

- * ①、②のワクチンは、麻しん・風しん混合ワクチン（MRワクチン）等の混合ワクチンでもかまいません。
- * ①、②では、接種したワクチンの種類と接種年月日が記載されていることが必要です。医療機関等から発行される証明書その他、平成20年4月1日から平成25年3月31日まで実施されたMRワクチンの第3期予防接種（中学校1年生に相当する年齢時）や第4期予防接種（高校3年生に相当する年齢時）に伴う「予防接種済証」でもかまいません。
第3期・第4期予防接種の「予防接種済証」は①の1回分として使用できます。
- * 母子手帳も、接種したワクチンの種類と接種年月日が記載されていれば①、②の書類として使用できます。既往歴（かかったことがある旨の記載）のみで、診断根拠として確実な検査結果などが記載されていない場合は、③を提出するか、ワクチン接種を受けて①か②を提出してください。
- * ③では、次頁の表の血中抗体価の測定方法と測定値が記載され、測定値が同表の判定基準を満たしていることが必要です。血液検査結果票そのものの提出でもかまいません。血中抗体価が不十分な場合には、必要なワクチン接種を受け、①か②を提出してください。
- * ①、②、③の書類の組み合わせ、例えば麻しんについては①、風しんについては③を提出してもかまいません。
- * 麻しん、風しんの血中抗体価が不十分にもかかわらず、病気や体質等やむを得ない事情によってワクチン接種を受けられない場合には、その旨を記載した文書（医師による証明書等）を提出してください。
- * 上記のいずれの書類も入学試験の合否判定に用いるものではありません。

提出期限：4月入学者は新生健康診断実施日、10月入学者は10月入学者健康診断実施日

提出先 : 保健管理センター

麻しんと風しんの発症を防ぐのに十分な血中抗体価の測定方法と判定基準

区 分	測定方法	判定基準	備 考
麻しん	IgG-EIA 法 PA 法 NT 法	8.0 以上の陽性 128 倍以上の陽性 4 倍以上の陽性	3つの測定方法のうち、いずれかで陽性
風しん	HI 法 IgG-EIA 法	32 倍以上の陽性 8.0 以上の陽性	2つの測定方法のうち、いずれかで陽性 (HI 法を推奨)

血中抗体価の測定は、この表の方法によってください。

発症を防ぐのに十分な血中抗体価は、測定方法によって異なります。また、単に抗体陽性とされる値よりは高い値なので注意してください。

- * 医療機関を受診する際には、必要なワクチン接種や抗体検査を受けることができるか、予め確認してください。また、この学生募集要項を医師に提示するなどして必要な証明書を発行してもらってください。(特に、抗体検査を受ける場合は、測定方法と判定基準を確認していただいでください。)

この感染予防措置に関する問い合わせは

神戸大学保健管理センター TEL 078-803-5245

神戸大学学務部学生支援課 TEL 078-803-5219

神戸大学大学院法学研究科
〒657-8501 神戸市灘区六甲台町 2-1
(神戸大学法学研究科 学部・大学院教務係)
TEL (078)803-7234 FAX (078)803-7292
<http://www.law.kobe-u.ac.jp/graduate/>